

ガス・電力の規制改革

ガス事業における現状の規制概要

一般ガス事業者は、その供給区域において地域独占を認められる一方で、需要家保護のためにガス事業法の規制を受けています。現状年間ガス使用量が10万m³以上の大口需要家は自由化の対象となっていますが、10m³未満の需要家は規制の対象となります。代表的な規制の内容は以下のとおりです。

1 料金規制

- ガス料金は「能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えたもの」でなければならないとされており、経済産業省の審査を受ける必要があります。
- お客さまにガスを供給するにあたって必要な製造コスト、保安義務を全うするための必要なコストは、ガス事業者として必要な原価とされ、適正な範囲でガス料金として回収することが認められています。
- 利潤についても、事業者として適当な事業運営ができるよう、ガス事業に必要な設備に対する資本コスト(株主資本コスト、負債コストの合算として計算された利潤)を適正な範囲でガス料金に含めて回収することができます。
- 料金の変更については、値上げ時には経済産業大臣の認可を得る必要がありますが、値下げであれば届出のみで足ります。

電力、ガスシステム改革の概要と事業法改正の主なスケジュール

エネルギー分野の一体改革を行うことで、総合的なエネルギー市場を創り上げ、エネルギー選択の自由度拡大や、エネルギー料金の抑制、安定供給と保安の確保など、消費者利益の向上を目的としたものです。

2015年3月には事業法の改正案が閣議決定され、2015年6月に通常国会にて成立しました。

| | 電力 |
|-------|---|
| 2015年 | 4月 広域的運営推進機関の設立 |
| 2016年 | 4月 小売全面自由化 |
| | <p>26% 40% 62% 100%</p> <p>2004年以前 2,000kW以上 大規模工場等</p> <p>2004年 500kW以上 中規模工場等</p> <p>2005年 50kW以上 小規模工場等</p> <p>2016年~ 50kW未満 家庭用・小口業務用</p> |
| 2017年 | |
| 2020年 | 4月 送配電部門の法的分離 |
| 2022年 | |

当社のスタンス

当社は電力システム改革を大きなビジネスチャンスと捉えています。当社は、以下のような強みを活かして、電力事業の拡大にチャレンジしてまいります。

- ① 高いLNG調達力があること
- ② 高効率のコンバインドサイクルによる天然ガス火力発電所を運営し、競争力ある電源を有していること
- ③ お客さまとの接点機会を多く有すること

2 供給義務

- 供給区域内では都市ガスの独占供給が認められている一方で、どのお客さまの申し込みに対しても、原則ガスを供給する義務があります。また、一旦供給を始めると、正当な理由なしに供給を中断することはできません。

3 保安責任

- お客さまの資産を含めたガス工作物について、ガス事業者は保安を確保する義務を負っています。ガス工作物とはガスの製造設備から導管、ガスメーターを経てガス栓までの一連の設備を指し、これらを安全上必要な水準に維持することが求められています。
- ガス機器については、これらを製造する場合には技術基準に適合させる等の義務がありますが、ガス事業者としては使用する消費者に対してガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を周知する義務、特定のガス機器について技術基準に適合しているかを調査する義務が課されています。

ガス

2015年

2016年

小売全面自由化(※小売全面自由化の施行期日は、「改正法の公布日(2015年6月24日)から2年6ヶ月以内で、政令で定める日」とされている)

53%

56%

63%

100%

2004年以前

100万m³以上
製造業・大規模商業施設

2004年

50万m³以上
中規模工場等

2007年

10万m³以上
小規模工場等

2017年~

10万m³未満
家庭用・小口業務用

2017年

2020年

4月 ガス導管部門の法的分離

2022年

小売全面自由化により、ガス事業における競争環境は厳しくなる一方、経営の自主性や主体性が高まります。当社は、他社にはない以下のような強みをもっており、これらを活かして、お客さまに引き続き選択していただけるよう、全面自由化への対応を重点課題として、戦略面・業務面・ITシステム面の準備を進めています。

- ①1,100万件を超えるお客さまとのネットワーク
- ②天然ガスのトップランナーとしての高度なエネルギーソリューション技術
- ③首都圏におけるLNG基地、パイプライン設備など強固なインフラ設備